資料３

写

８津第１１２５号
令和８年10月19日

津野町行政改革審議会会長　様

津野町長　池田　三男

諮問書

津野町行政改革審議会条例第２条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

１．諮問事項

今後の津野町における行政改革の方向性及び具体的な取組について

２．諮問理由

人口減少及び少子高齢化の進行、住民ニーズの多様化、デジタル技術の進展、公共施設等の老朽化など、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

一方、今後、職員の確保や財源の確保が一層厳しくなることが見込まれる中、将来にわたって必要な行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、事務事業や業務プロセス、組織体制等を不断に見直し、限られた行政資源を効果的かつ効率的に活用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、本町では、今後の行政改革の基本的な方向性を明らかにするとともに、行政改革を着実に推進するための具体的な取組を定める「津野町行政改革基本方針及び実施計画」を策定することとしています。

つきましては、今後の津野町における行政改革の方向性及び具体的な取組について、貴審議会の意見を求めます。